

会議録

会議の名称	第9回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和3年3月24日(水) 19時から20時まで	
開催場所	Web開催 第一会議室併用	
出席者	委員	会長 倉持 清美 委員 会長職務代理 水津 由紀 委員 委員 石川 健一 委員 小川 順弘 委員 古源 美紀 委員 鈴木 恭子 委員 鈴木 隆行 委員 谷村 保宣 委員 檀原 延和 委員 長岡 好 委員 萬羽 郁子 委員 村上 洋介 委員 村田 由美 委員 欠席委員 北脇 理恵 委員 三輪 真美 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 子育て支援課長 富田 絵実 子ども家庭支援センター等担当課長 秋葉 美苗子 子育て支援係長 福井 英雄 子育て支援係 山下 真優 保育課長 三浦 真 保育政策担当課長 平岡 良一 児童青少年課長 鈴木 剛 児童青少年係長 前田 裕女
傍聴の可否	可(別室にて音声のみ)	
傍聴者数	2人	
会議次第	1 開会 2 子どもの権利部会報告 3 子どもの居場所部会報告 4 利用定員の設定 5 その他 6 閉会	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	1 資料3-1 子どもの権利部会審議内容の報告について 2 資料3-2 子どもの居場所部会中間報告 3 資料3-3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定	

第9回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和3年3月24日

- 倉持会長　　今から、第9回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。
- 子ども・子育て会議としては、昨年7月以来の久し振りの開催となります。また、初のWeb開催となりますが、よろしくをお願いします。
- 本日は、北脇委員と三輪委員から欠席の連絡を頂いておりますので、御報告いたします。
- それでは、次第に従って審議に入りたいと思います。
- 次第の(2)「子どもの権利部会報告」を行います。
- 昨年7月の子ども・子育て会議開催以降、子どもの権利部会と子どもの居場所部会を設置し、各部会においてご審議いただいているところですが、部会の審議状況について報告いただきたいと思います。
- まず、子どもの権利部会ですが、部会員は石川委員、小川委員、古源委員、水津職務代理、鈴木隆行委員、長岡委員の6人で、部会長を水津職務代理にお願いしております。
- 審議状況について、水津部会長と事務局からお願いします。
- 水津職務代理　子どもの権利部会の今年度の審議状況について、報告書を作成いたしましたので、資料31を元に、まずは内容について事務局から報告させていただきます。
- 児童青少年係長　事務局の前田です。
- 令和2年7月に設置された子どもの権利部会の審議内容について御報告させていただきます。
- 1ページ目を御覧ください。
- 本部会は、「のびゆくこどもプラン小金井」施策の方向性1－1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソンの設置」のための検討・審議を行う目的で設置され、本日まで資料のとおり全4回の会議の他、自主勉強会等非公式な場を含め審議を行ってまいりました。
- 本日は、この間の審議結果を「(仮称)子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)」としてまとめましたので、この件について報告させていただきます。
- 3審議内容・結果の(1)には、審議にあたってのポイントとなった部分について付記

させていただきます。

アからオについては、子どもオンブズパーソンの基本的な特徴について、カからコは、その活動の考え方についての整理になっております。

3ページ目の(2)継続課題については、後程少し補足させていただきますが、この間の審議で整理しきれなかった部分となっております。

別添1ページ目からの「基本的な考え方(案)」を御覧ください。

こちらに沿いながら、報告させていただきます。

まず、この子どもオンブズパーソンという制度についてですが、「小金井市子どもの権利に関する条例第16条」に規定しております、「子どもの権利の侵害に関する相談と救済」のための機関となり、基本方針の2点が核となっております。

1つ目「公正かつ独立性と専門性のある立場から、子どもの最善の利益の確保及び、子どもの権利の救済に取り組む第三者機関として、(仮称)子どもオンブズパーソンを設置します。」についてですが、審議のポイントでも触れているように、「権利侵害が起こった際には、関係機関に対して事実を確認する調査権や、制度改善や是正を促す勧告・意見表明権、申立てがなくとも自己の発意によって活動を行うことができる立場」が必要です。このため、他市の事例を参考にしながら、小金井においても市や教育委員会の内部組織ではなく、附属機関として条例設置し、独立性、専門性、第三者性を確保し、子どもの相談対応及び個別救済を主目的として、子どもの権利の実現を目指していく考え方を整理しました。

その際の大切な姿勢については、基本方針2つ目として、「子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現するために、子ども自身の考えをじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていきます」と表現しております。

既存の機関は、その設置目的から、福祉的、教育的、あるいは医療的な観点から、その子が大人に育つために、そのとき必要だと支援者や関係者が考えた支援を行っていますが、この子どもオンブズは、「子ども自身が権利主体である」とする子どもの権利条約の趣旨に基づいて、「その問題の解決主体はその子自身であり、子どもの思い、意思・意見を中心に置いた解決アプローチを目指す」という特殊性を示しています。

職務及び責務の部分です。職務では、基本方針に基づいて、①は、相談対応と個別

救済を主目的に権利救済をしていくこと。②は、そのための権限を持っており、行使できること。③は、そうは言っても、子どもの権利を実現するためには、子どもだけが知っていれば守られるものではなく、子どもを取り巻くあらゆる市民が子どもの権利を理解し、尊重する必要があるため、オンブズは自身の活動の周知に際して、子どもの権利を実現する文化や社会をつくっていく啓発を行っていく必要があり、ひいてはそれが、子どもを権利侵害から守ることにつながる活動であることを示しています。

責務では、早期発見や予防、守秘義務、関係機関との連携協力について触れています。

これ以降の部分については、ここまでのオンブズの役割について必要なことを、それぞれ個別に説明していく内容になっています。

相談・申立てでは、相談が子ども自身だけではなく、市内の子どもに関わる全ての人から相談や申立てができること、また、たとえ地域や年齢などで対象外の子どもの相談であっても、すぐに断るのではなく、良心ある対応をすることを定めています。

次のページの調査・勧告等では、実際の活動が必要になったときに備えて、条例上付与すべき権限などを整理しています。こちらについては、相談から解決までの流れのイメージを次のページにつけていますので、一度飛ばさせていただきます。

広報・啓発・学習については、職務③の文化・社会づくりに必要な役割を説明しています。

その他は、上記の枠に当てはまらなかった相談員の設置や年次報告について触れています。

相談から解決までのイメージ、3ページ目を御覧ください。今までの説明を図解したものになります。まず、子どもたちから相談を受けます。子どもによっては、一番左端のように、話を聞いてもらうだけでスッキリした、解決したという子どもや、申立てなどの条例上の制度を使わなくても、必要な助言や支援等を行うことで解決するケースもあります。他市事例ですと、こちら側で解決するのがほとんどのようです。

それでも解決しない場合、もしくは権限を持って対処する必要があると認められる場合は、申立てや自己の発意によって調査や調整を実施し、必要に応じて関係機関に是正などの措置を講ずるように勧告や要請を行います。それでも解消、改善されない場合、今、「勧告等」でまとめておりますが、世間に向けて公表することで是正を促す場合もあります。

なお、何度か出てきた「調整という活動」についてですが、前提としてオンブズは、単なる紛争解決を目指すのではなく、子ども自身の望む関係性の修復等による解決を目指す必要があり、そのための有効なアプローチ手法ということになります。申立ての有無にかかわらず、関係の再構築などの必要があったり、当事者間で意見の食い違いがある場合などは、オンブズが間に入り、子どもの気持ちを尊重しながら、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促すことによって解決を目指すことを調整活動といい、他市のオンブズ活動の中でもとりわけ重要な役割となっています。

最後に、報告書3ページの(2)継続課題の部分に戻らせていただきます。今後の部会についての御説明をさせていただきます。部会を設置した当初のスケジュールでは、パブコメ等による子どもを含めた市民の意見反映も今年度中に終え、本日は最終報告の形で報告をと考えておりましたが、継続課題Aにもあるとおり、新型コロナウイルスの影響で、そういったことが行えないままの報告となっております。今後も、本体会議のように大人数にお集まりいただく会議は、コロナで予定どおり実施できるか不安が残りますので、本日の報告は一旦の中間報告とさせていただきます、市で行うパブコメ等の結果について、引き続き権利部会のほうで審議を継続して、皆様の任期満了の8月までに最終的な報告を上げさせていただければと思っております。

なお、若干修正もあるかもしれませんが、別添の(仮称)子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)についてのパブリックコメントの実施期間について、令和3年5月20日木曜日から6月20日日曜日までを現時点では考えております。また、手法については検討中ですが、子どもからの意見聴取についても同時期に実施を予定しております。パブコメの結果等につきましては、子どもの権利部会に引き続き提示させていただき、子ども・子育て会議にも適宜報告をさせていただきます。その他の課題については、記載のとおりです。

事務局からの説明は、以上です。部会長、報告をお願いいたします。

○倉持会長 ありがとうございました。

それでは、水津部会長のほうから、いかがでしょうか。

○水津職務代理 ありがとうございました。今、資料に基づいて報告をいただきました。結構時間をかけて審議したつもりなんですけれども、いろいろ分からない点もあるかと思っております。もし皆さん御意見があれば、御発言いただければと思います。よろしくお願ひします。

○倉持会長 それでは、部会員の方々、大分濃い議論を重ねていただいたと思いますが、これまで

の所感などについて、御発言いかがでしょうか。石川委員、小川委員、古源委員、水津委員、鈴木隆行委員、長岡委員、いかがでしょうか。特にないということで。

それでは、ほかの委員の皆様、何か質問とか、こういうところはもう少しこうしたいとか、御意見などありましたらいかがでしょうか。御発言のときは、手を挙げていただけると、こちらから御指名いたします。

○石川委員 部会の後半のほう、ほとんど欠席となってしまいまして、申し訳ありませんでした。子どもの権利を守るというところで、オンブズパーソンが文化づくり、社会づくりの一端を担うという形を最後つけ加えさせていただいているのかなと思いますので。実は、一番最初に、日本にそういった文化があるか、ないかみたいな話を自分が発言したときには、子どもの権利を守るという文化の話ではなくて、悩みを相談していいんだ、悩みを相談するという文化が日本にあまりないよね、それを根づかせる一端としてオンブズパーソンが今後担う役割もあるよねという話をしたかなと思います。

いずれにせよ、文化にしても、社会にしても、人と人の間に自然と沸き上がっていくものになるので、オンブズパーソンがトップダウン式に、市民にこれを守りなさいという形で下ろすのではなくて、お互いに助け合って、住みよく暮らしていくためには、こんな気づきがあるよ、こんなふうに悩みが相談できるようになっているといいよねといったようなことを共有していくのが大事かと思います。

間違っても、マスクをしていないと駄目ですよみたいな自粛警察のような形で、子どもの権利が守られていない状況に対して、あそこは守れていないんじゃないか、駄目だ、駄目だみたいな形で追及し合うような形で市民同士が監視し合うような形では、ここで望まれているような文化、社会をつくっていくことはできないと思っていますので、広報に当たっては、今回、報告の中に組み込むというわけではないんですけども、実際にオンブズパーソンになられた方が進めるに当たっては、その辺をしっかり留意していく必要があるのかなと思っています。

○倉持会長 ありがとうございます。継続課題にも、そこの辺りは書かれていると思うんですけども、この継続課題については、今後部会のほうで引き続き検討していくということでしょうかね。ぜひ検討して、続けていただけたらと思います。お願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

○萬羽委員 メインの話からは若干ずれてしまうかもしれないのですが、基本的な考え方のその他のところで、調査相談員というのが突然出てきているような気がしていて、相談員とい

うのがどんな方なのかとか、それによって相談のしやすさって変わってくるような気がしたので、その辺りは今後どういうふうに見える化するのか、もしくは見える化する方法を考えていただくといいのかなと思った部分です。

○倉持会長 ありがとうございました。その辺り、何か御議論になったことはありますでしょうか。

○水津職務代理 継続審議のところに入ってくると思うんですけども、事務局で少し形の御説明をしていただければと思います。

○児童青少年係長 萬羽委員がおっしゃるとおり、オンブズ、調査相談員のスキル、資質については、特に重要な点だということが、部会の中でも発言としてございました。例えば電話を受けたりとか、子どもの話をただ単純に事実だけを聞いて、自分がこれがいいと思ったことを助言するのは、子どもオンブズ、もしくは調査相談員としては、在り方として好ましくなく、その子が本当に望んでいることを自分が気づけるように、それをサポート、支えるような態度、応対ができる資質が必要だろうということは、認識として部会員の中にもございました。

それに基づいて、(2)継続課題のエの部分、あとは(1)審議にあたってのポイントのウ、専門性の部分に記載させていただいているんですけども、現行のどの相談機関とも違い、子どもに寄り添い、子どもの望む救済・解決による子どもの権利の実現を目指す使命を持ち、解決の主体として子どもを中心に置いていくというアプローチの特殊性を鑑みて、子どもオンブズ、ここには調査相談員ということを入れていなくて申し訳ないんですが、調査相談員を含めて、子どもの権利について見識がある者を配置する必要があるという形でまとめさせていただいております。

また、採用の段階だけではなく、常にスキルの向上も必要だろうということで、定期的な研修や、他市でオンブズをやられているところとの相談員同士の交流なども必要だろうというところを記載させていただいております。

○倉持会長 ありがとうございました。いろんな市でオンブズ、どんな方になっているのかというのは、情報も集めながら多分これから考えていただけるのかなと思います。

○小川委員 確認ですけども、資料31の3ページのところで、「相談」から「解決」までの図がありますよね。この図の「解決」の上のところに「勧告等」というのがあるんですけども、以前、話し合ったときには、「勧告等」の下に「公表」という欄があったかと思うんです。これは、意図的に消すことになったんですたっけ。その確認です。

○児童青少年係長 第4回子どもの権利部会の時点では、「勧告等」の下に「公表」を入れて、その矢

印で「解決」を引っ張っておりました。その後、皆さんの御意見を反映させていただいて、合計2回ほど修正をかけておりますが、その過程において、ここに「公表」という文字が入ると、先ほどから出ている文化、社会づくりの周知、啓発寄りの公表と同じキーワードというか、活字で出てきて紛らわしいという部分と、ここに入れていた「公表」というのが、勧告をしても是正されなかったときに、広く市民に向けて公表していくことが、罰則的な意味で書いてあったんですけども、その罰則を置いたとしても、その後、解決に真っ直ぐ向かうかどうか、それぞれ違うよねというような御意見が出まして、こちらの「勧告等」の中に、そういった勧告、是正の要請、意見表明、それと公表を含めた形で出すほうが分かりやすいのではないかという御意見をいただいて、現在の形に修正させていただいています。なので、公表自体がなくなったというわけではなくて、2段階、一応強制力のある是正要請としてはあるんですけども、図式化するときには1つでまとめさせていただいたところです。

○倉持会長 ありがとうございます。小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員 ありがとうございます。

○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。では、特にないということで、次に進めていきたいと思
います。子ども権利部会の皆様、御苦労さまでした。引き続きよろしく願いいたしま
す。

それでは、次に、居場所部会からの報告をお願いいたします。

その前に、今後も引き続き子ども権利部会については御審議させていただいて、8月ま
でに最終的な部会の報告書を子ども・子育て会議に提出いただくことになると思います。
提出いただいた部会の報告書については、部会の意見を最大限尊重することを希望の上、
市に提出していくという手続になると考えております。それでは、そういう手続で進め
ていただきたいと思います。

次に、次第(3)の子どもの居場所部会報告を行っていききたいと思います。

子どもの居場所部会の部会員は、北脇委員、古源委員、水津職務代理、鈴木恭子委員、
鈴木隆行委員、谷村委員、萬羽委員、村上委員の8名です。部会長は萬羽委員にお願
いしております。

審議状況について、萬羽部会長と事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長 私のほうから、これまでの審議の状況を御説明させていただきますので、その後、
萬羽部会長から補足等をいただければと思います。

資料32「子どもの居場所部会中間報告」に沿って御説明させていただきます。こちらの居場所部会に関しては、居場所の目指すべき姿、理想像や、それを実現するための施策提言に関して御審議いただいております。

開催スケジュールですが、昨年10月8日に事前勉強会を開催、そこで子どもの居場所の全体イメージについて御説明させていただいた後、市の方で実施している事業の中の居場所関係の事業に関して御説明させていただき、委員皆さんに共通認識を深めていただきました。

第1回部会を10月21日に開催。ここでは、部会員の方から、各部会員が理想と考える子どもの居場所の在り方に関して、約50の理想像を挙げていただきました。こちらに関しては、子ども・子育て会議では珍しくワークショップにより、事務局が案を出すのではなく、委員の皆様が一から積み上げていく形で審議いただいております。

第2回部会に関しては11月18日開催。ここでは前半で、子どもの権利の視点から見た子どもの居場所ということで、その前の会議で挙げていただいた理想像50項目に関して、子どもの権利の視点から見直していただいて、新たな追加する理想像がないか、あるいは何か新たな気づきがあったかに関して御発言いただきました。後半部分では、子どもの居場所の理念のキーワードについて審議ということで、約50項目の理想像に関してカテゴリー分けして、核となるキーワードを抽出しました。

その後、1月と2月に開催予定でしたが、コロナの影響で延期しまして、第3回部会は3月18日、先週開催いたしました。ここでは、やはり目指すべき姿についてワークショップにより審議ということで、詳細に関してはまた後ほど2の報告書概要のところで御説明さしあげたいと思います。

今後の審議に関しては、第4回部会を4月に開催、前半で目指すべき姿、理念の部分に関して審議を終えて、ここで理念に関しては一通り審議を終了。その後、その理念を実現するための施策提言に関して、後半部分で御審議いただく。施策提言については、第5回部会、5月のときでも御審議いただく。7月の第6回部会で報告書(案)の形にまとめて審議いただいて、8月の子ども・子育て会議で最終的な報告書の形で提出させていただくという流れで考えております。

部会の報告書概要に関しまして、まず(1)としまして、子どもの居場所についてということで、報告書全体のリード文になります。こちらに関してはまだ御審議いただいている最中ですが、子どもの居場所の機能としまして、子どもの権利保障に資するものであ

る、そういった内容に関しては記載することになるのかと、現時点では考えております。

(2)目指すべき姿、5～6項目程度挙げる予定ですが、現在、一番中心的に審議いただいている項目になります。現時点で出ている核となるキーワードに関しましては4つほどありまして、まず1個目として、いつでも、誰でも、どこでも。子どもが居場所を利用しやすいアクセシビリティに関するワードを挙げていただいているところです。2点目として、安全、安心。安全、安心と申しましても、大人目線、子ども目線それぞれ違うところもありますが、お互い顔を知っている関係性を、まず築くことが重要という話が出てきています。3点目としまして、子どもの意見を聞く。子どもの意見を聞くといましても、いろんなフェーズがありますが、例えばルールづくりの場面で子どもの意見を聞くことが必要だろう。あと、子どもが相談する際の相談しやすさの話が出ておまして、そういった際に子どもの意見を聞く姿勢が重要であるということ、ワードとして子どもの意見を聞くというのが出ております。4点目としまして、今度、子どもというよりも、居場所の担い手の条件整備の話でして、持続可能、実現可能というのがワードとして出てきております。財政的支援であったりとか、スタッフに対する支援であったり、そういった話が出ています。まだ審議を行っている途中ですので、今後また追加あるいは変更等あるかもしれません。

(3)施策提言。今後審議いただく話になりますが、先ほど挙げたような理想像、目指すべき姿を実現するための施策提言を3項目程度予定しております。

(4)その他ということで、今回の居場所部会に関しては、今年7月まで審議いただく予定ですが、その中で審議が全て尽くせなかった、今後審議すべき課題等ございましたら記載していただければよいのではと考えているところです。

事務局からの説明は以上になりますので、萬羽部会長のほうから補足等あればお願いしたいと思います。

○萬羽委員 事務局から御説明いただき、ありがとうございました。御説明いただいたとおりですが、1回目、2回目の部会では、ワークショップ形式でたくさんの意見をできるだけ出すということを行いました。第3回目のワークショップ形式では、少しその中からキーワードを整理するという形で、御説明いただいたとおりですが、いつでも、誰でも、どこでもということ、子どもの居場所といったときに、特定の場所だけではなくて、全ての様々な多様な居場所を扱うというような理念ということをかなり重視したいという思いが込められています。また、子どもの意見を聞き取るというか、子どもの意見を

大事にしたいというところでは、かなり子どもの権利部会のほうとの関連性も強いかなと思っておりますので、その辺り、今日出てきた報告書なども含めながら、今後さらに深めて検討していきたいなと思っています。

○倉持会長 ありがとうございました。とてもアクティブな会議だったみたいで。

それでは、部会員の方からも御発言いかがでしょうか。古源委員、水津委員、鈴木恭子委員、鈴木隆行委員、谷村委員、村上委員の8名で部会をしていただきましたけれども、何か補足することや質問や意見がありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。

○村上委員 あえて、ちょっとくどいんですけれども、お願いしたいというところで、居場所部会のほうで、どこでも、誰でも、いつでもというキーワードが出たと思うんですけれども、その中の誰でもというところで、一般的に考えて、居場所をつくろうというときに漏れてしまう、いないことにされてしまうというような存在を、マイノリティというか、不登校というのを一つのイメージにしていますけれども、そういったところにも手が届くようなところを、部会のほうでもお願いしたところでございますので、この場でも、ちょっとしつこいんですけれども、共有させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○倉持会長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

○水津職務代理 いわゆる行政で今やっている施策をどうこうということではなくて、まちの中でどんな子どもたちの居場所をつくれるのかと、あと、今あるものの中のものをどうなのかということも含めて、勉強会をしながら進めてきているので、広い意味での子どもの居場所の、言ってみれば、市内の居場所のビジョンみたいなものをつくるぐらいの勢いで話をしておりますので、大きい話から細かい話からいろんな話が出ながらのまとめにはなっていくんですけれども、総合的に考えたときに、このまちの中で子どもの居場所というのはこういうスタンスで考えていって、たくさんものがあるようなまちを目指すべきだということを含めての話合いが継続していますので、その方向のものを出していけたらなと思っています。よろしく申し上げます。

○倉持会長 報告書がとても楽しみです。ほかにはいかがでしょうか。委員の皆様からも、もし御質問、御意見がありましたら。大丈夫ですか。

それでは、引き続き御審議をよろしくお願いいたします。こちら8月までに報告書を作成していただくということになるかと思います。

それでは、次第の(3)は以上といたしまして、次に次第の(4)に移りたいと思います。利用定員の設定についてです。

事務局から資料を提出いただいておりますので、説明を受けたいと思います。

○保育政策担当課長 では、御報告、御説明させていただきます。まず、資料33を御覧ください。特定教育・保育施設等の利用定員の設定についてでございます。こちらは、例年この時期にお出ししているものでございます。今回は、令和3年4月に向けてということで施設の開設や定員拡充等を行った結果を踏まえまして、令和3年度の利用定員数について、その予定数を記載させていただいたものでございます。資料のつくりとしましては、令和2年度末現在の状況を右側に記載し、令和3年度との違いがある欄については網かけをしております。詳細は、資料を御覧ください。

また、あわせてでございますが、本日資料がございませんが、子ども・子育て支援事業計画における、令和4年4月の確保の内容について、御報告させていただきます。保育の確保の内容、いわゆる量の見込みにつきましては、算出した年度ごとの必要量に対しまして、整備すべき園数を逆算した形で積算を行ってきたところでございます。これにより、令和4年4月は特定保育施設、いわゆる認可保育所2園と認定こども園1園の計3園を整備するという計算となっております。しかしながら、認定こども園については、令和4年4月開設のめどが立たなかったことから、現状のままですと保育定員が不足してしまう事態になりまして、その代わりとしまして、認可保育所1園から2園の開設を足すという形で内訳を変更させていただきました。なお、この変更は計画値自体の変更ではなく、内訳の変更となりますので、対応後、直近の開催となります、本日の子ども・子育て会議において御報告させていただくものでございます。

○倉持会長 ありがとうございます。これについて、質問、意見などありましたら、よろしくお願いたします。

結局、全体で定員がどれくらい増えるということでしょうか。

○保育政策担当課長 総定員数として、開設等によりまして433人増えるという形に、今回の4月についてはなっております。

○倉持会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。御意見、御質問がありましたらお受けしたいと思います。

○水津職務代理 今回の定数増で、計画以内の増員が見込まれているということで理解していいですか。それによって、来年度以降の待機児に関しては解消の見込みが出たというふうにと、

どの程度というふうにお聞きしても構いませんか。

○保育政策担当課長 まず、1つ目の御質問ですけれども、計画値については、今回の整備によって、令和3年4月については計画値を上回る見込みとなっております。待機児童につきましては、現状ですと、まだ数が出ていない状況でございますけれども、昨年の4月よりは減少する可能性は高いのではないかと見込んでおります。

○倉持会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○水津職務代理 すみません、平岡さんの声、聞こえなかったんですけど、私だけですか。

○倉持会長 では、もう一度。

○保育政策担当課長 機械の操作が不慣れで、恐縮でございます。まず、令和3年4月につきましては、今回の定員増を図った結果、計画値を上回ることが見込まれる状況となっております。また、待機児童の状況でございますが、現時点で確定している状況ではございませんけれども、昨年の4月よりは減少する可能性は高いと考えております。

○倉持会長 聞こえましたでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

○小川委員 この表の一番下のところにある認可外保育施設のココファン・ナーサリーさん、これは令和3年度ゼロということ、閉園になるということですか。どのような扱いになっているのでしょうか。

○保育政策担当課長 説明が不足していて、恐縮でございます。ココファン・ナーサリー東小金井につきましては、今年4月に、こちらの4番の認可外から2番の特定教育保育施設、いわゆる認可保育所に移行する形となっております。ですので、私立の一番下のところにココファン・ナーサリー東小金井という欄が設けられておりまして、こちらのほうに移って、かつ全体の数が若干増える状況になっております。

以上です。

○倉持会長 よろしいでしょうか。

○小川委員 分かりました。

○倉持会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木（隆）委員 表を見ますと、私立の認可園が随分たくさん整備されたというように見えるんですけども、例年、子ども・子育て会議をやっていると、新規にできるやつって、この会議で審議を一応回覧したりとかしていたような気がするんですけども、今回そういう

のはなくてもよろしかったのでしょうか。

○保育政策担当課長 子ども・子育て会議のほうで事前に御審議をお願いしておりますのは、いわゆる市のほうで認可というか、権限を持ってあります小規模の施設の際に事前の審査をお願いしております。具体的に申し上げますと、こちらの資料の3番目の特定地域型保育事業、こちらの部分について、開設または廃止の場合に審議または御報告を事前にさせていただいている状況でございます。ちなみに、今回開設するものにつきましては、市の方ではなくて、東京都の審議会で審議をいただいて認可していただくような流れとなっております。

○倉持会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。
それでは、いろいろ御質問いただいたことを踏まえて、利用定員の設定については了承したいということでもよろしいでしょうか。では、了承したいと思います。
本日の審議事項は以上となりますが、最後に事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

○子育て支援係長 今後の開催予定になりますが、任期が8月途中までとなりますが、任期中の開催予定としては6月、7月、8月の3回、内容としましては、計画の進捗状況の点検、評価、8月のときには、先ほどありましたとおり、各部会からの報告等を予定しております。開催方法に関しましては、リアル開催か、あるいはまた今回のようにWeb開催かは状況次第ということで、御了承いただきたいと思います。

○倉持会長 今日、初めてのWeb会議ということで、いかがでしたでしょうか。何か御意見とか、会議全体に対しての御意見、御質問でもよろしいです。何かありましたら、御発言ください。

○谷村委員 せっかくWeb開催なので、資料は共有できないんですかね。せっかくWebでやっているのに、アナログなことをやっているなどと思って。あと、数名ミュートじゃない方がいて、切れちゃうので、事務局の方で一斉ミュートしたほうが良いと思います。

○倉持会長 御意見ありがとうございます。共有のほうは試してみたんですが、なかなかうまくいかず、もう少し勉強したいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。また何か気がついたことがあれば、後からでも御連絡いただければと思います。

それでは、以上をもちまして会議は終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —